



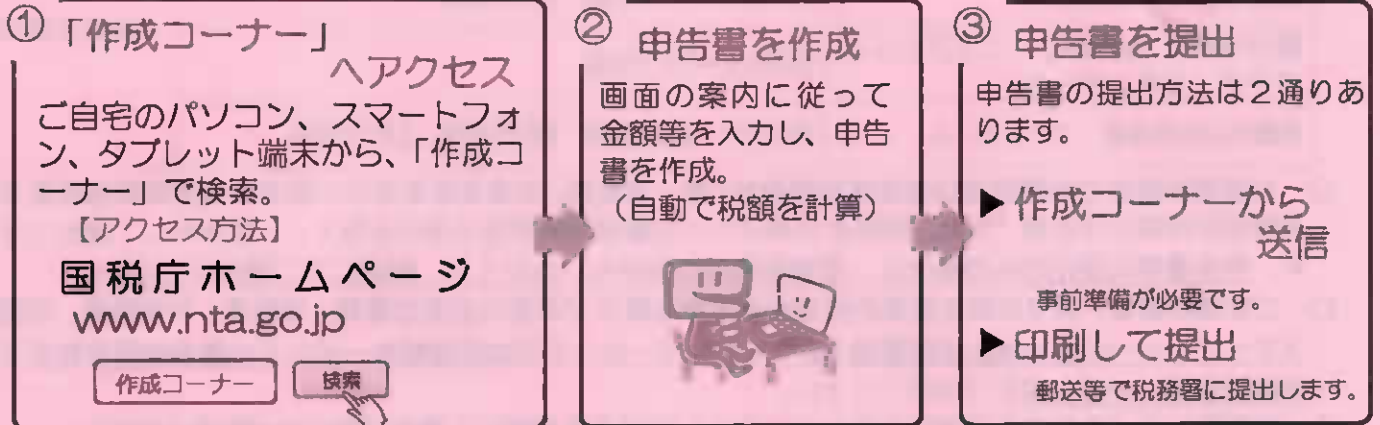
立川税務署からのお知らせ



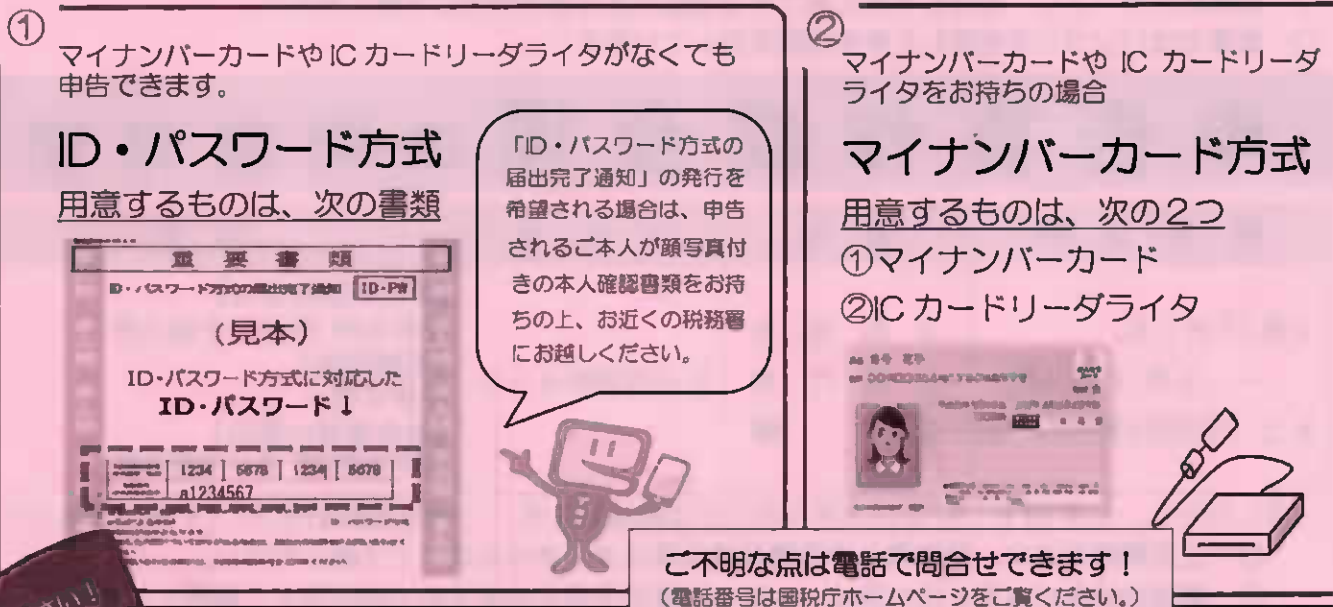
【問合せ先】 〒 190 - 8565 立川市緑町 4-2 Tel. 042 (523) 1181 (代表)
※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告はパソコン（スマホ）で！

所得税の確定申告書はスマートフォンやタブレット端末でも作成できます。
申告書作成から提出までの流れ



作成コーナーから送信する場合の事前準備



源泉徴収票等の添付が不要となりました！

平成31年4月1日以降の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。
確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載してください。
※ 添付が不要となる書類についてご不明な点はお問い合わせください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

（裏面もご覧ください。）

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

会 場	開 設 期 間	受 付 時 間
くにたち市民総合体育館2階会議室	1月29日(水)～1月31日(金)、2月3日(月)、2月4日(火)	午前9時15分 ～午後3時30分
東大和市役所会議棟1階 ※昨年とは会場が変更になっています。	2月3日(月)～2月7日(金) ※会場が手狭となりますので、他の会場もご利用ください。	
昭島市役所市民ホール	2月4日(火)～2月7日(金)、2月10日(月)	
国分寺市立 cocobunji (ココブンジ) プラザ (リオンホール)	2月4日(火)～2月7日(金)	
武蔵村山市民会館 (さくらホール)	2月6日(水)、2月7日(金)、2月10日(月)、2月12日(水)	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類）の写し等をご持参ください。
- 税務署から「令和元年分確定申告のおしらせ」はがき等が届いた場合は併せてご持参ください。
- 開設初日は大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- お住まいの地域に関わらず、どちらの会場でもご利用いただけます。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 会場ではパソコンを利用した申告相談を行っています。

申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	立川地方 合同庁舎 3 階	立川市緑町4-2	【申告相談の受付】 午前8時30分～午後4時 【相談開始】 午前9時～ 【申告書等の提出】 午前8時30分～午後5時

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。(大変な混雑が予想されますのでご了承ください。)

- 上記期間以外は、税務署に申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
- 開設初日及び3月9日以降は、大変な混雑が予想されますので他の日をご利用ください。
- 混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともあります。また、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 確定申告期間中、立川地方合同庁舎の駐車場は大変混雑しますので、お車での来場はご遠慮ください。

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅でも5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

